



社労士 NEWS>>>

>>> 2025.4 Vol.173

発行 >>>

社会保険労務士法人 Aoki URL : <http://www.sr-aoki.or.jp>

〒104-0061 東京都中央区銀座 6-12-10 銀座龍岡ビル 5階

Tel > 03-3574-3521 Fax > 03-3574-3523 Mail > info@sr-aoki.or.jp

CONTENTS >>>

- 1. 高 齢 者 > 高齢雇用継続給付の縮小
- 2. 外 国 人 > 増える外国人労働者
- 3. 提 供 > 経営に役立つレポート

1. 高 齢 者

高年齢雇用継続給付の縮小

令和7年4月1日から、雇用保険の「高年齢雇用継続給付」が縮小され、最大15%の支給率が10%に下がります。高年齢雇用継続給付は、企業で働く高齢者を給与面で支援するための給付金です。本稿では、高年齢雇用継続給付の支給率縮小について、概要をお伝えします。

1. 基本的なしくみ

高年齢雇用継続給付は、60歳になった時点と比べて、賃金が75%未満に下がった状態で働き続ける高齢者に支給されます。高齢者とは、60歳以上65歳未満の雇用保険の一般被保険者を指します。60歳以降は一般的に、50歳代の時と比べて給与が下がります。そこで、給付金を支給して補填するのです。

令和7年3月31日までのルールでは、月の賃金が、

60歳になった時点と比べて61%以下となった人に、下がった賃金の15%の給付金が支給されます。15%が最大の支給率です。60歳になった時点と比べて、75%以上の賃金がもらえる人には、給付金は支給されません。

例えば、60歳になった時点の賃金が月30万円の人が、60歳以降、賃金が下がった状態で働き続ける場合、給付金は以下ようになります。

賃金が月 26 万円に低下	賃金が 75%未満になっていないので、支給率は 0%。給付金は支給されない。
賃金が月 20 万円に低下	低下率が 66.67%なので、支給率は 8.17%。 支給額は 20 万×8.17%=月 16,340 円
賃金が月 18 万円に低下	低下率が 60%なので、支給率は 15%。 支給額は 18 万×15%=月 27,000 円

2. 令和7年4月1日からの支給率

令和7年4月1日からは、月の賃金が、60歳になった時点と比べ64%以下になると、下がった賃金の10%相当の給付金がもらえます。10%が最大の支給率とな

ります。

例えば、60歳になった時点の賃金が月30万円の人が、60歳以降、賃金が下がった状態で働き続ける場合、給付金は以下ようになります。

賃金が月 25 万円に低下	賃金が 75%未満に下がっていないので、支給率は 0%。給付金は支給されない。
賃金が月 21 万円に低下	低下率が 70%なので、支給率は 4.16%。 支給額は 21 万×4.16%=月 8,736 円
賃金が月 17 万円に低下	低下率が 56.67%なので、支給率は 10%。 支給額は 17 万×10%=月 17,000 円

新しい支給率（最大10%）が適用されるのは、令和7年4月1日以降に60歳になる人です。従って、令和7年3月31日以前に60歳になる人は、古い支給率（最大

15%）が適用されます。雇用保険では、「60歳になる日」は「60歳の誕生日の前日」のことです。

■支給率早見表（令和7年4月1日以降）

各月に支払われた賃金の低下率	支給率	各月に支払われた賃金の低下率	支給率
75.00%以上	0.00%	69.50%	4.60%
74.50%	0.39%	69.00%	5.06%
74.00%	0.79%	68.50%	5.52%
73.50%	1.19%	68.00%	5.99%
73.00%	1.59%	67.50%	6.46%
72.50%	2.01%	67.00%	6.95%
72.00%	2.42%	66.50%	7.44%
71.50%	2.85%	66.00%	7.93%
71.00%	3.28%	65.50%	8.44%
70.50%	3.71%	65.00%	8.95%
70.00%	4.16%	64.50%	9.47%
		64.00%以下	10.00%

※厚生労働省「令和7年4月1日から高齢雇用継続給付の支給率を変更します」より

3. さいごに

高齢雇用継続給付は、平成7年4月に創設され、当時の支給率は最大25%でした。その後、政府の高齢者雇用法制の見直しもあって、65歳までの雇用が一般化してきたことから、平成15年5月に最大15%に引き下げられました。政府は今後、この給付金の廃止も検討

しています。ただ、当面、この給付金は続きます。給付金の支給申請は、原則として企業がハローワークに対して行います。

手間のかかる手続きですので、当事務所でもご依頼に応じて代行しています。気軽にご相談ください。

2. 外国人

増える外国人労働者

日本では現在、約230万人の外国人労働者が企業などに雇われて働いています。外国人を雇用する事業所全体のうち、従業員30人未満の企業が6割強を占めており、中小・零細企業にとっても無関心ではられません。本稿では、厚生労働省が今年1月末に公表した「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和6年10月末時点）から、主なデータを紹介します。

1. 過去最多230万人

同まとめによると、令和6年10月末時点の外国人労働者数は2,302,587人。前年と比べて253,912人増え、届出が義務化された平成19年以降、過去最多となりました。

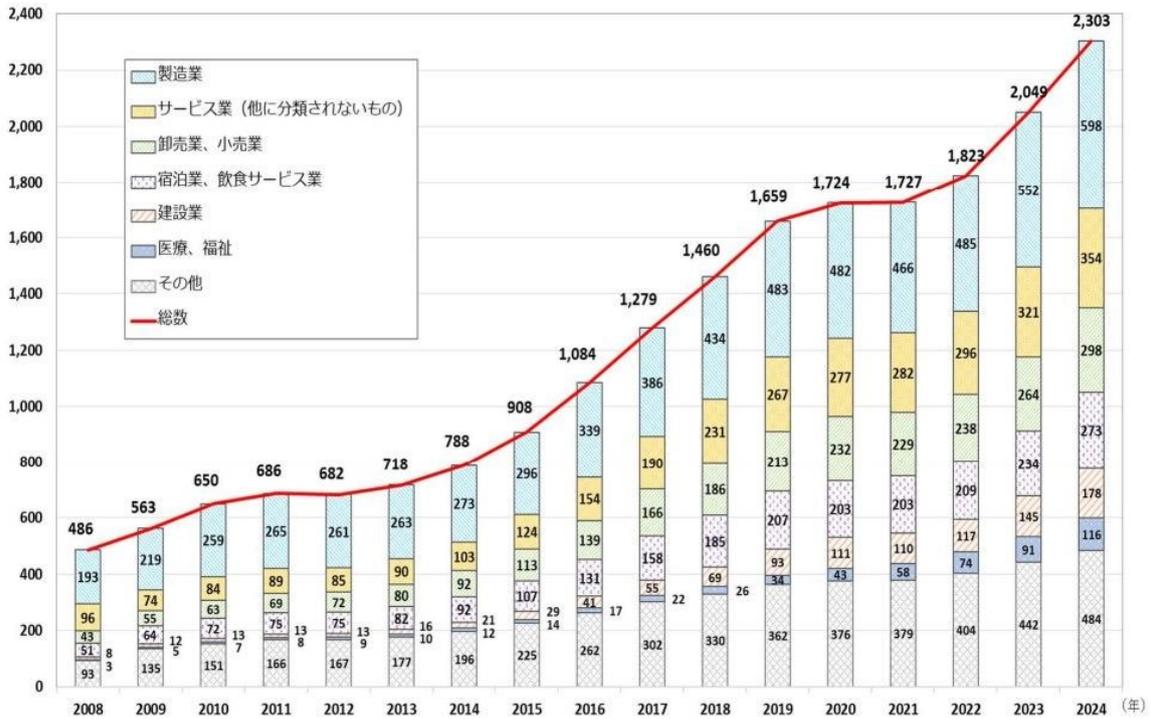
業種別では、製造業が最も多く、26.0%となっています。そのほか、サービス業（他に分類されないもの）15.4%、卸売業・小売業13.0%などとなっています。

外国人を雇う事業所数は342,087事業所で、前年比23,312事業所増え、届出義務化以降、最多を更新しました。事業所の規模別では、従業員「30人未満」が62.4%を占め、次いで「30～99人」の事業所が17.2%に上りました。

約230万人の外国人労働者のうち832,555人（36.2%）が「30人未満」の事業所で、450,054人（19.5%）が「30～99人」の事業所で働いています。

産業別外国人労働者数の推移

(単位：千人)



※厚生労働省「外国人雇用状況」届出状況のまとめ（令和6年10月末時点）より

2. ベトナムが最多

国籍別では、ベトナムが最多で570,708人、次いで中国408,805人、フィリピン245,565人となっています。前年と比べて増加率が高かったのは、ミャンマー（61.0%、43,430人増）、インドネシア（39.5%、48,032人増）、スリランカ（33.7%、9,863人増）でした。

また、在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」が718,812人、「身分に基づく在留資格」（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）が629,117人、「技能実習」が470,725人などとなっています。

3. さいごに

外国人労働者を雇う場合、企業は、日本人と異なる

労務管理を求められる場面があります。例えば、雇入れや離職時には、氏名、在留資格、在留期間等を確認し、ハローワークへ届け出なければなりません。労働条件通知書などの書類について、外国語版を用意するケースも想定されます。在留管理制度の概要や在留カードの見方も知っておく必要があります。また、外国人の人権や習慣にも配慮する必要があります。

ハローワークでは、わかりやすい冊子「外国人の雇用に関するQ & A」などを用意しています。出入国在留管理庁も、「外国人の適正な雇用にご協力ください」と題したパンフレットを作っています。ぜひ、これらをご活用ください。

また、弊社でも、外国人雇用に関わる労務管理についてアドバイスしています。お困りの時には、ぜひご相談ください。

Q & A

記事の中でちょっと気になる豆知識をご案内。今回は、2ページ目の「増える外国人労働者」に関連する豆知識をお伝えします。

Q. 留学生をアルバイトとして雇うことは可能ですか。

A. 留学生が資格外活動許可を受けている場合、アルバイトとして雇うことができます。資格外活動許可を受けている場合は、パスポートに許可証印又は「資格外活動許可書」が交付されていますので、それを確認してください。



留学生については、一般的に、1週28時間以内を限度として勤務先や時間帯を特定することなく、包括的な資格外活動許可が与えられます（当該教育機関の長期休業期間にあたっては、1日8時間以内）。なお、資格外活動の許可を受けずにアルバイトに従事した場合は、不法就労となりますのでご注意ください。

3. 提供

『経営に役立つレポート』を無料でご提供いたします！

弊所がお届けするレポートは、経営に役立つ情報が満載です！

ビジネスにおける経営戦略、企画・営業、広報、人事管理などのマネジメントに関連する情報から、法改正やデジタル化の進展といったビジネストレンドに関する情報まで、多岐にわたる内容を取り揃えております。

以下のレポートの中からご興味のあるテーマがございましたら、弊所あてにお気軽にご連絡ください。ご希望のレポートを“無料”にてお届けいたします！



今月の経営に役立つレポート

レポート番号	タイトル	内容
#50061 (全8ページ)	弁護士が注目する2025年度の法務3大ニュース	・2024年度・2025年度の3大ニュース ・2024年度の総括 ・2025年度的主要ニュース ・今後の対応について
#50062 (全6ページ)	税理士が注目する2025年度の税務3大ニュース	・2024年度・2025年度の3大ニュース ・2024年度の総括 ・2025年度的主要ニュース ・今後の対応について
#50063 (全5ページ)	ちゃんと伝えたはずなのに、なぜ入社後に「この賃金、約束と違う！」なんて話が出てくるの？	・会社に悪意がなくても、労働条件の勘違いは起きる ・(ポイント1) 法律で決められた労働条件は必ず明示する ・(ポイント2) 労働条件の解像度を今よりもう1段階上げる ・(ポイント3) ネガティブな情報も正直に伝える
#50064 (全6ページ)	採用活動で応募者のSNS調査を行うことは是か非か？	・SNS調査をこっそり行うのはNG ・SNS調査などがグレーな理由 ・SNS調査などがはらむリスク
#50065 (全6ページ)	中小企業の逆張り採用法！ ～ほどほどの中年採用に勝機あり	・【ご提案】 中年の採用をご検討ください ・将来の伸び代ではなく、「今」をつなぐ人材 ・面接では淡々と能力を見極める ・中年はマネジメントしやすい？それとも難しい？ 等

お気軽にご用命ください

TEL >>> 03-3574-3521
FAX >>> 03-3574-3523

貴社名		ご担当者様	部署・所属
所在地	〒		
E-mail		Tel	
ご希望のレポート番号			

※ご記入いただきました個人情報、レポートのご案内およびお届けすることを目的とし、それ以外では利用いたしません。

お困りのことがございましたらお気軽に弊所までご相談ください。